

第2回

日向土木管内大規模氾濫等減災協議会

- 平成29年 出水状況確認
- 早急に実施する取組（タイムライン・ホットライン）の活用状況について
- 水防法改正に伴う規約の改正について
- 県管理河川を対象とした取組方針の設定について



平成29年 被災状況確認

平成29年9月16日～17日 台風第18号



【気象概況】

9月9日にマリアナ諸島近海で発生した台風第18号は、16日には東シナ海をゆっくりした速さで北東へ進み、17日11時半頃に鹿児島県薩摩半島を通過し、12時頃に鹿児島県垂水市付近に上陸した。

その後、同日昼過ぎにかけて宮崎県を通過し日向灘を北上して、17日16時半頃に高知県西部に再上陸し北東へ進んだ。この台風の影響で、宮崎県内では15日から激しい雨が降り始め16日から17日にかけて大荒れの天気となった。

【降雨の状況】

9月15日から17日までの総降水量が、田野(宮崎市)で606.5mm、赤江(宮崎市)で511.0mmを観測するなど宮崎県の平野部を中心に400mmを超える大雨となった。

また、16日から17日にかけて県内各地で1時間に50mmを超える非常に激しい雨を観測し、17日13時30分までの1時間に延岡市と日之影町付近で解析雨量でおよそ90mmの猛烈な雨となった。

【気象警報】

大雨洪水警報 : 日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町

【河川の状況】

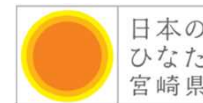
氾濫危険水位超過: なし

避難判断水位超過: 五十鈴川、耳川

【土砂災害警戒情報】

危険度3: 門川町

平成29年9月16日～17日 台風第18号



【被害の状況】

	床上浸水	床下浸水	土砂災害	公共土木施設	公共土木施設(年間)
日向市	—	—	—	34件 2.6億円	34件 2.6億円
門川町	—	—	—	7件 1.9億円	8件 2.0億円
諸塚村	—	—	—	9件 0.7億円	15件 0.9億円
椎葉村	—	—	2件	13件 0.9億円	25件 2.3億円
美郷町	—	—	—	17件 1.1億円	24件 1.4億円
計	—	—	2件	80件 7.2億円	106件 9.2億円

五十鈴川出水状況 門川町小園井堰



富高川出水状況 日向市富高



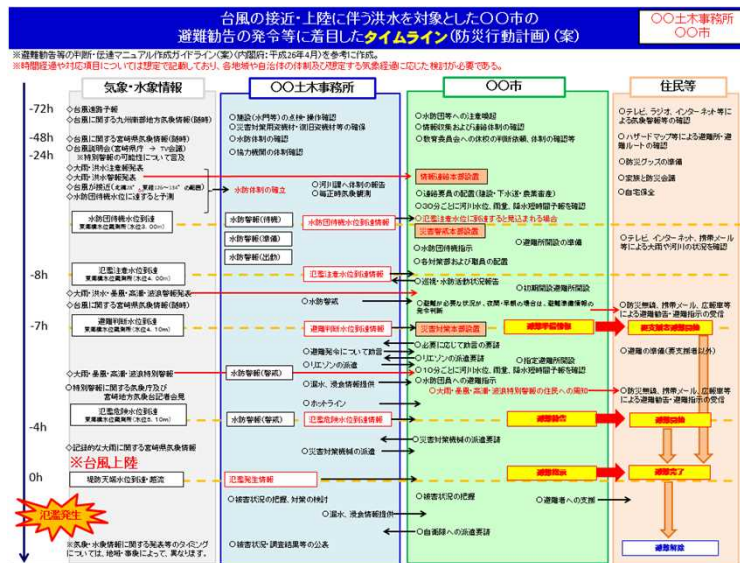
早急に実施する取組の活用状況 (タイムライン・ホットライン)

早急に実施する取組 (タイムライン)

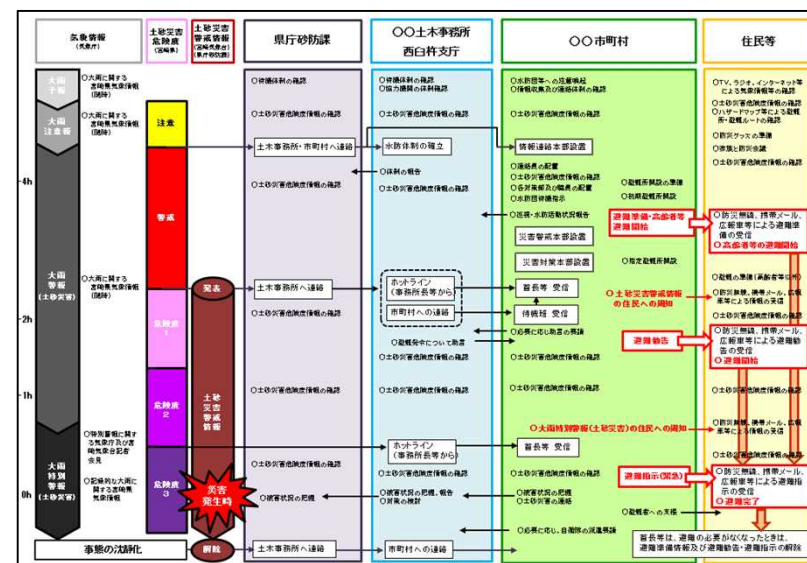


想定される災害事象に対して、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し運用した。

洪水対応タイムライン



土砂災害対応タイムライン



【運用状況】

台風第18号等において、各機関がタイムラインに則り防災行動を行った。

【運用後の感想】

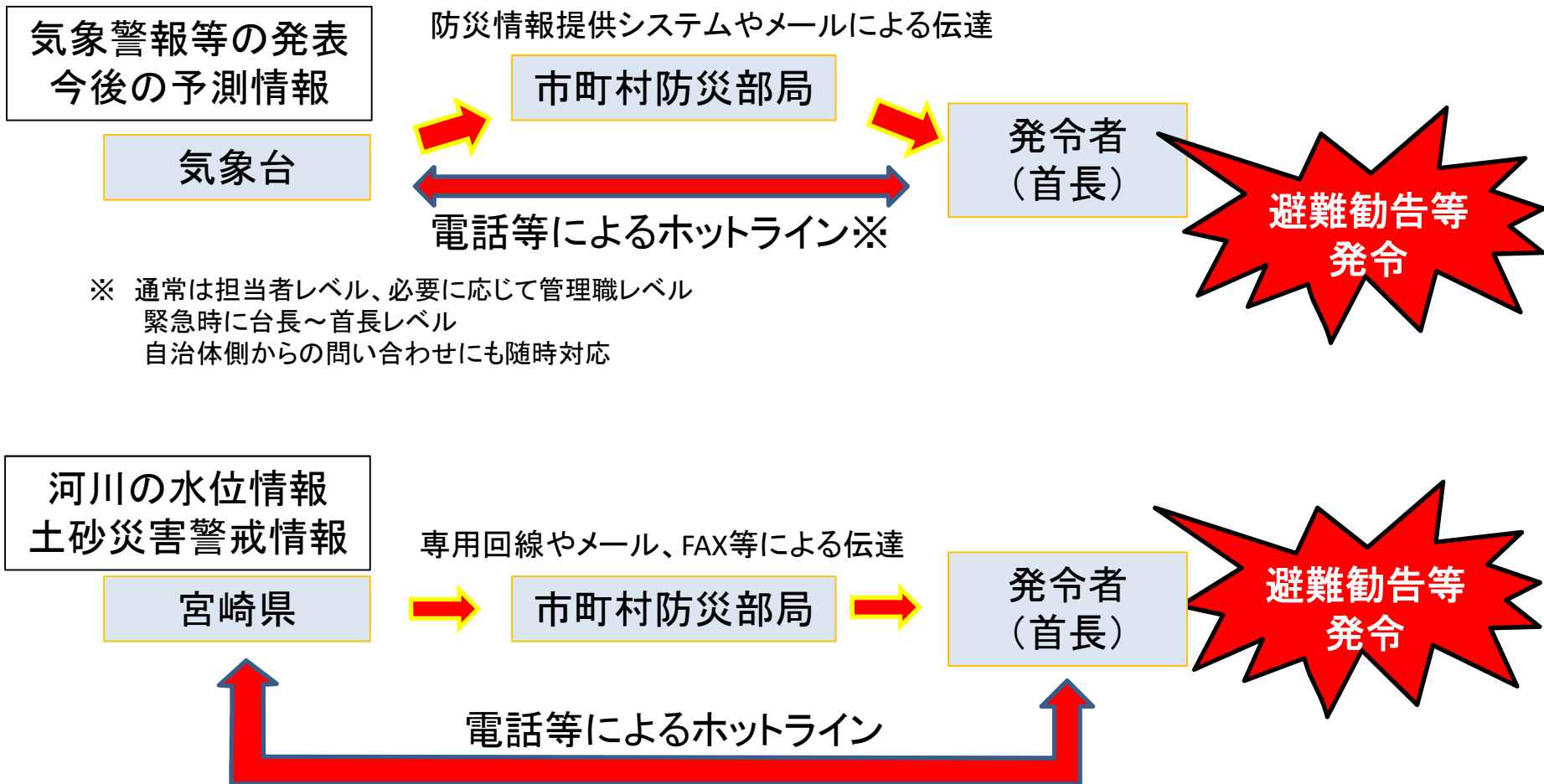
- ① 警戒態勢へスムーズに移行できた。
- ② タイムラインができたことにより、気象情報把握班など担当割等の体制ができつつある。
- ③ タイムラインができたことにより、躊躇ない勧告等の発令につながった。

日向土木管内大規模氾濫等減災協議会

事務所	市町村	タイムライン
日向土木事務所	日向市	塩見川タイムライン
	〃	耳川タイムライン
	〃	小丸川タイムライン
	〃	土砂災害タイムライン
	門川町	五十鈴川タイムライン
	〃	土砂災害タイムライン
	諸塚村	土砂災害タイムライン
	椎葉村	土砂災害タイムライン
	美郷町	五十鈴川タイムライン
	〃	小丸川タイムライン
	〃	土砂災害タイムライン

早急に実施する取組（ホットライン）

避難に関する情報の発表が適切に行えるよう、気象情報や河川の水位情報、土砂災害警戒情報等を発令者等に直接電話により伝達するホットラインを構築し運用した。



台風第18号における運用

事務所	河川名等	観測所名	事象	日	時	発信者	受信者	備考
日向土木 事務所	五十鈴川	更正橋	避難判断 水位超過	9/17	8:42	河川砂防課長	門川町 総務課長	8:50避難勧告発令
	耳川	日向東郷橋	避難判断 水位超過	9/17	13:11	河川砂防課長	日向市 防災推進課長	13:15避難勧告発令
	門川町	土砂災害	レベル3	9/17	13:40	所長	門川町長	13:40 中村及び加草2区 避難勧告発令

【運用後の感想】

- ① ホットラインを行うことにより、職員にも心構えができるようになり、また情報の確証が得られることから、今後も活かしていくと良い。
- ② 河川の増水に伴う避難指示発令の検討中に土砂災害のホットラインがあり、対応に苦慮した(人員配置など体制整備を再検討要する必要あり)。河川と土砂災害のホットラインが被ったときの対応が今後の課題としてあげられる。

水防法改正に伴う規約の変更について

水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 施行:平成29年6月19日

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意)
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

※ICT:情報通信技術

水防法

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は、第十三条第一項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織するものとする。

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は、第十三条第二項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織することができる。

水防災意識社会再構築ビジョン協議会の改組



写

国水政第13号
国水河計第13号
国水環第20号
国水治第26号
国水防第52号
平成29年6月19日

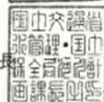
宮崎県水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課長



河川計画課長



河川環境課長



治水課長



防災課長



水防法第15条の9及び第15条の10に基づく
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年6月19日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度

するため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組
「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域を含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

規約改正（案）

改正前	改正後
<p>(名称) 第1条 本協議会は、日向土木管内大規模氾濫等減災協議会(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>第2条～第9条 [略]</p> <p>附則 この規約は平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「日向土木管内大規模氾濫等減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第9条 [略]</p> <p>附則 この規約は平成29年5月30日から施行する。</p> <p>附則 この規約は平成30年1月29日から施行する。</p>

○水防法に基づく協議会へ改組するため、第1条を改正する。

○改正に伴い附則に施行日を追加する。

取組方針の設定について

- 平成17年水害から10年以上が経過し、水害の記憶が風化しつつあること、河川整備の進捗に伴い、洪水は起きないという安全神話への思い込み、平成17年水害を知らない世代が増加している等、住民の防災意識が希薄になっている。
- 土砂災害については、局地的な豪雨が全国各地で頻発しており、平時より住民の土砂災害への防災意識の向上及び定期的な避難訓練を引き続き行う必要がある。
- 住民の高齢化、若い世代の意識変化、アパート・マンション等の増加等により、自主防災組織が結成されていない地域や、自主防災組織があっても活動がなされていない等、地域の防災を担う人材がいない恐れがある。
- 河川氾濫時や土砂災害発生時においては、集落や主要道路が被災し、孤立者、交通の途絶が発生する恐れがある。
- 近年、高齢化の進展に伴い、福祉・高齢者利用施設等が急増しており、要配慮者対応が懸念される。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

【情報伝達、避難計画等】【住民の防災意識の向上】【円滑かつ迅速な避難に資する施設の整備】

- 県は洪水により、相当な損害が生じる恐れがある河川について、水位周知河川・水防警報河川に指定し、水位情報の発信を行っている。
- 市町村は、避難情報や災害情報について、防災行政無線や緊急速報メール等による周知を実施している。
- 県、市町村は防災教室や出前講座を開催し住民の防災意識の向上に努めている。
- 県は、水位観測局や雨量観測局を整備し、観測結果をWEBページやTVのデータ放送を通じて公開している。

(2) 的確な防災活動のための取組

【水防体制の強化】、【災害時に拠点となる施設の自衛水防】

- 県と市町村は、毎年、避難勧告・避難指示(緊急)など避難に関する実務訓練を実施している。

(3) 被害の軽減・早期復旧に関する取組

【被害軽減の取組】【早期復旧に向けた取組】

- 県や市町村では被害の発生を防止、または抑制し、発生する被害を軽減するため、河川・砂防施設の整備を進めている。
- 県や市町村は関係業界団体と大規模災害時の支援協定を結び速やかな復旧のための体制を構築している。

【5年間で達成すべき目標】

- 大規模氾濫等に対し、地域防災力を高め「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指す。
- 圏域内の広域的な防災協力関係を進化させるとともに、圏域外からの受援体制づくりを整えて、災害からの早期復旧を図る。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

- ① 水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組
- ② 地域住民・市民団体・関係機関の連携・協働による実践的な訓練の実施及び、地域の将来を担う「防災リーダー」となる人材の教育・発掘に向けた取組
- ③ 洪水や土砂災害の被害軽減のための取組と既存施設運用の工夫等の取組

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の推進
- ・浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の市町村地域防災計画における速やかな指定

■住民の防災意識の向上に関する取組

- ・土砂災害ハザードマップの作成、周知、支援
- ・まるごとまちハザードマップやマイハザードマップの作成、周知、支援

■地域の防災を担う人材の発掘・育成

- ・防災士の登録拡大を推進

■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

- ・安定した雨量・水位情報を提供できるよう雨量局・水位局の機能向上及び整備等
- ・防災ステーション、避難所等の防災拠点、アクセス路の整備

(2) 的確な防災活動のための取組

■防災体制の強化に関する取組

- ・水防訓練、避難訓練の充実

■災害時に拠点となる施設の自衛防災

- ・自衛防災マニュアル整備の促進

(3) 被害の軽減・早期復旧に関する取組

■被害軽減の取組

- ・樋門や排水機場等の既存施設を有効に活用するための操作の検証

■早期復旧の取組

- ・災害時受援計画の策定

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

また、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。